

寝具貸借契約についてのオープンカウンター方式による見積依頼

中国四国管区警察局四国警察支局愛媛県情報通信部

別に掲載してある「オープンカウンター方式による見積依頼について」及び本依頼の別紙「見積書記載例」を確認の上、下方の「特記事項」の「(3)」に示す提出期限までに見積書を提出^(注)してください。

なお、「オープンカウンター方式による見積依頼について」の「2 問合せ先」は、下方の「特記事項」の「(4)」に示す問い合わせ先とします。

- 1 件 名
寝具貸借契約
- 2 内 容
寝具貸借契約仕様書のとおり
- 3 特記事項
 - (1) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間とする。
 - (2) 予定数量 730組（2組／日×365日）
 - (3) 提出期限 令和6年3月6日（水）17時15分必着^(注)
 - (4) 問い合わせ先 松山市南堀端町2番地2
中国四国管区警察局四国警察支局愛媛県情報通信部通信庶務課資材係
電話番号089-934-0110 内線6053

[見積書記載例]

御 見 積 書

令和 年 月 日

四国警察支局
愛媛県情報通信部長 殿

下記の通り御見積り申し上げます。

社名・住所・TEL
代表者職名・代表者名
担当者氏名・担当者連絡先

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
寝具1式		730 組	●,●●●	●,●●●●
【内訳】				
掛布団		1 枚		
敷布団		1 枚		
毛布		1 枚		
枕		1 個		
掛布団カバー		1 枚		
敷布団カバー		1 枚		
枕カバー		1 枚		
小 計				●,●●●●
消 費 税 等				●,●●●●
合 計				●,●●●●

- * 見積有効期限 発行後2か月
- * 納入場所 中国四国管区警察局四国警察支局愛媛県情報通信部(松山市南堀端町2番地2)
- * 支払条件 適法な請求書を受領した後、30日以内に国庫金の振込払いとする。
- * 支払遅延利息 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。
- * 振込先口座番号 銀行名、店舗名、預金種別、口座番号、口座名義、口座名義のふりがな

契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官中国四国管区警察局四国警察支局愛媛県情報通信部長 ●●●● (以下「甲」という。)と●●●●● (以下「乙」という。)は、次のとおり寝具賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 賃貸借物品は仕様書のとおりとし、甲の指定する建物内の当直室等で、寝具の用に供することを目的とする。

2 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこれを履行しなければならない。

(契約単価)

第2条 契約単価は、1組あたり日額●●●●円とする。

2 本契約期間内において、前項に定める契約単価が諸物価の変動等により著しく不適當となった場合は、甲及び乙が協議の上でこれを改定するものとする。

3 本契約の終了又は解約の効果の発生により賃貸借期間が月の中途になるときは、その月の賃貸借料は賃貸借日数分とする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 本契約に関する保証金は免除する。

(契約履行の場所)

第5条 契約履行の場所、数量は次のとおりとする。

愛媛県松山市南堀端町2番地2

中国四国管区警察局四国警察支局愛媛県情報通信部 2組

2 上記以外で、甲から要請があればその都度、随時発注分として発注数に応じること。

(検査)

第6条 納入に際して乙は、甲の指定する職員(以下「検査職員」という。)の検査を受け、その検査に合格したものでなければ納入することはできない。

(料金の請求)

第7条 乙は、毎月の納入数量をとりまとめて、契約単価を乗じて得た額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、消費税額及び地方消費税額を加算した額を甲を所管する中国四国管区警察局四国警察支局(以下「四国警察支局」という。)に請求するものとする。ただし、請求金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

(料金の支払)

第8条 四国警察支局は、前条に定めるところにより、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に料金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第9条 四国警察支局が自己の責めに帰すべき理由により約定期間に料金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対

し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を支払遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等のやむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は支払遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項規定により計算した支払遅延利息の額が100円未満であるときは、支払遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。

（遅延賠償金）

第10条 乙の責に帰する事由により指定された納期を遅延したときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、納入期限後に完納する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

- 3 前項に規定する遅延賠償金は、納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。以下同じ。）を乗じて計算した額とする。

（契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止）

第11条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は、丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、四国警察支局が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の

2の規定に基づき、四国警察支局がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(契約の解除及び違約金)

第12条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
 - イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けべき事由を生じた場合
 - ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
 - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
 - (3) 乙が第13条第1項に該当する場合
 - (4) 乙が第19条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
 - (5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金（第2条第1項の契約単価（同条第2項の規定により契約単価に改定があったときは、改定後の契約単価とする。）から予定数量に準じて算出した予定合計額（以下「予定合計額」という。）から履行済み分に係る額を差し引いて算出した額の100分の10に相当する金額をいう。）を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第13条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第

7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第14条 乙は、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として支払済額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の支払済額の100分の10に相当する額のほか、支払済額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、四国警察支局に支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第12条第4項、第14条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第12条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲が自己の責めに帰す事由により、寝具を滅失または使用不能な状態に毀損したときは、乙は甲にその賠償を請求することができる。

4 甲は、前2項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(再委託)

第16条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律

第86号) 第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部(仕様書に示す業務の主たる部分を除く。)を第三者に再委託(再々委託以降の委託を含む。以下同じ。)する場合は、乙は、再委託承認申請書(別紙1)を再委託開始の15日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書(別紙1)で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(管轄裁判所)

第18条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、松山地方裁判所のみとする。

(暴力団排除)

第19条 暴力団排除に関する条項については、暴力団排除条項(別紙2)によるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第20条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(人権尊重の確保)

第21条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第22条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

- 2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛媛県松山市南堀端町2番地2
分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局四国警察支局愛媛県情報通信部
●● ●●

乙 ●●●●
●●●●

再委託承認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局四国警察支局
愛媛県情報通信部長 殿

住 所
会 社 名
代表者名 印

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が中国四国管区警察局四国警察支局愛媛県情報通信部に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	寝具賃貸借契約
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始15日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- 再委託の相手方の会社概要
- その他指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局四国警察支局
愛媛県情報通信部長

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次の何れにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

寝具貸借契約仕様書

- 1 契約件名
寝具貸借契約
- 2 契約期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間とする。
- 3 契約内容
1日につき別紙に示す寝具2組を貸貸し、定期的に交換すること。
なお、使用済カバーにあつては、おおむね2週間ごとに回収すること。
- 4 搬出入場所
松山市南堀端町2番地2 愛媛県警察本部9F
中国四国管区警察局四国警察支局愛媛県情報通信部
- 5 数量
年間数量は、730組（2組/日×365日）とする。
- 6 提出書類
搬入の際には、納品書等の搬入したことを証明する書類を提出すること。
- 7 料金の請求
前月分を集計し、請求書により請求すること。
- 8 搬出入日
担当者と調整の上で決定すること。

寝具 1 組の内訳

品名 月	4月～6月	7月～9月	10月～3月	交換頻度
掛布団 (シングルサイズ)	1枚	1枚 (夏用)	1枚	1か月に1回
敷布団 (シングルサイズ)	1枚	1枚	1枚	
毛布 (シングルサイズ)	1枚		1枚	
枕	1個	1個	1個	
掛布団カバー	1枚	1枚	1枚	毎日
敷布団カバー	1枚	1枚	1枚	
枕カバー	1枚	1枚	1枚	